



目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要(2件) (経営支援課)	1
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示(2件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更(2件) (道路課)	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
公告	
○令和7年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政 策課)	2
○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (")	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	5
○政治団体の届出事項の異動の届出	5
○政治団体の解散の届出	5

告 示

高知県告示第444号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい
う。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同
条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年6月24日
高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下
「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和7年2月高知県告示第95号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所
在地
パワーセンター高知
高知市介良字長317-1ほか

3 意見の概要

意見なし
高知県告示第445号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい
う。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同
条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年6月24日
高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下
「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和7年2月高知県告示第100号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所
在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 3 意見の概要
意見なし

高知県告示第446号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法
律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和7年6月24日
高知県知事 濱田 省司

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
1頭	高知市	令和7年6月9日	殺処分

高知県告示第447号
令和7年5月高知県告示第354号で告示した指定施業要件の変
更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森
林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指
定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示す
るとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和7年6月24日
高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村半家674番地
イ 氏名
永山 クニ子
(2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村半家886番地
イ 氏名
橘 淑子
(3)ア 登記簿記載の住所

高知市朝倉丁868番地4
イ 氏名
河野 武雄

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐半家字宮ノ川2035、字宮ノ川北平2036、
2037の1から2037の3まで、字宮ノ尾2038の1から2038の8
まで、字樋ノサコ2033、字平四郎小場2034の1、字矢倉2017
の1、2017の7から2017の11まで、2017の13から2017の20ま
で、2017の22から2017の37まで、2017の42から2017の50まで
(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
(3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
期間及び樹種について

高知県告示第448号
令和7年5月高知県告示第357号で告示した指定施業要件の変
更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森
林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指
定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示す
るとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和7年6月24日
高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
中村市勝間119番地
イ 氏名
竹内 勇
(2)ア 登記簿記載の住所
中村市中村1313番地3
イ 氏名
竹内 克演
(3)ア 登記簿記載の住所
四万十市西土佐口屋内152番地イ
イ 氏名
竹内 美佐子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐口屋内字下表山964の1から964の11まで、
966、967の3、967の4、967の7、字上ミ利助912の5から
912の8まで、912の16、912の25、912の27から912の33まで
(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
(3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について
高知県告示第449号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和7年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和7年6月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋数字釜床1081番1から 四万十市竹屋数字釜床440番まで	前	3.5 }	103
	後	6.2 }	
		27.6	103

高知県告示第450号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和7年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和7年6月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長坂字ヲズン293番地先から 吾川郡仁淀川町長坂字カキノキザカノシモ226番2まで	前	4.0 }	69
		7.7	
吾川郡仁淀川町長坂			

字カキノキザカノシモ299番2から 吾川郡仁淀川町長坂字カキノキザカノシモ226番2まで	後	8.9 }	69
		26.8	

高知県告示第451号
 次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
 令和7年6月24日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡佐川町東組字西ガハナイゲ1279番5から字西ガハナイゲ1279番18地先に至る延長76メートルの道

 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、令和7年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。
 令和7年6月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験を実施する職種
 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除
 能開則第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格
 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（実技試験及び学科試験の全部が免除される者を含む。）。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 （1）拘禁刑以上の刑に処せられた者
 （2）職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時
 令和7年9月7日（日）午前10時から
- 5 試験場所
 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
- 6 受験手続
 （1）受験申請書類
 ア 受験申請書
 イ 履歴書

- ウ 受験資格を証する書類の写し
 - エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）
 - （2） 受験申請書類の提出期間
 令和7年8月4日（月）から同月15日（金）まで
 なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和7年8月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 - （3） 受験申請書類の提出先
 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
 - （4） 受験手数料
 3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付け、又は高知県電子申請サービスによるクレジットカードを利用する方法により納付すること。）
 なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。
 - （5） 受験票
 受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。
 - 7 可否判定の基準
 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 8 合格発表
 令和7年10月1日（水）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。
 また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。
 - 9 その他
 （1） 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。
 （2） 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、180円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。
 （3） 実技試験及び学科試験の全部が免除される者による受験申請については通年で受け付けるものとし、当該受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができるものとする。
 （4） 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。
- ~~~~~
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した

役員の届出があった。
令和7年6月24日

役名	氏名	住 所	高知県知事 濱田 省司
(退任)			
理事	杉本 有郷	高知市河ノ瀬町64番地	
監事	横田 将臣	安芸市井ノ口甲1189番地	
(就任)			
理事	武市 佳男	高知市中の島1番93-201号	
監事	池内 康雄	葛島二丁目8番3号 ザジテール102	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和7年6月24日

役名	氏名	住 所	高知県知事 濱田 省司
(退任)			
理事	山本 喜三	安芸郡北川村長山110番地イ	
〃	西岡 啓	〃 〃 加茂39番地3	
〃	池田 一平	〃 〃 314番地	
〃	山嶋 丈	〃 〃 野友乙114番地	
〃	田中查都志	〃 〃 239番地	
〃	高橋 庸夫	〃 〃 334番地	
〃	和田 一実	〃 〃 長山372番地	
〃	瀧渦 豊一	〃 〃 柏木274番地	
〃	和田 彰裕	〃 〃 長山568番地3	
監事	社城 光隆	〃 〃 加茂271番地1	
〃	井津 信廣	〃 〃 野友甲812番地	
(就任)			
理事	西岡 啓	安芸郡北川村加茂39番地3	
〃	山嶋 丈	〃 〃 野友乙114番地	
〃	田中查都志	〃 〃 239番地	
〃	和田 一実	〃 〃 長山372番地	
〃	和田 彰裕	〃 〃 568番地3	
〃	社城 光隆	〃 〃 加茂271番地1	
〃	田中 教幸	〃 〃 野友乙222番地	
〃	瀧渦 康秀	〃 〃 田野町1456番地39	
〃	今吉 祥	〃 〃 北川村野川1213番地	
監事	和田 和恵	〃 〃 長山483番地	
〃	田中 賢兒	〃 〃 野友乙515番地	
〃	井津 信廣	〃 〃 野友甲812番地	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居土地改良区の定款の変更を令和7年6月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年6月24日

高知県知事 濱田 省司

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第13号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年6月24日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)
 - 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
 - 実施期日

ア 新規取得講習
令和7年8月26日(火)から同年9月3日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習
令和7年9月1日(月)から同月3日までの3日間
 - 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの

種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- 新規取得講習 25人
- 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込み

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付

は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和7年7月22日(火)及び23日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和7年7月24日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
令和7年7月28日(月)から同月30日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者には、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下

「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第14号
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。
令和7年6月24日
高知県公安委員会委員長 前田 みか

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間
令和7年8月15日(金)午前9時30分

(3) 審査の実施場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部

2 審査の実施予定人員
10人

3 審査の対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2

項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続
審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間
令和7年7月14日(月)から同月18日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものには、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものには、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものには、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記

載したもの) 1枚
 エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通
 (4) 審査申請書等の提出方法
 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
 6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法
 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。
 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。
 7 審査の実施に関し必要な事項
 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
 8 審査の実施に関する問い合わせ先
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話番号088-826-0110内線3024) 又は県内の各警察署警備担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西内かおり後援会	西内 香織	片岡 隆夫	高岡郡津野町姫野々301-10	令7・5・1

高知県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称(代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県宿毛市支部(加藤 漠)	今城 誠司	三木 健正	宿毛市平田町黒川2302	令7・5・17
新		加藤 漠	東 新	宿毛市高砂29-39-1	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称(代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	西沢かずふみ後援会(西澤 和史)	松岡 功	吉田 幸男	四万十市渡川一丁目3番5号	令7・5・20
新				西澤 和史	

高知県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
清田かなえ後援会	清田 健二	令7・5・22